

徴収猶予の特例に係るQ&A

【目次】

1 対象や申請について.....	- 1 -
問1 特例の対象となる方について教えてください。.....	- 1 -
問2 今回の適用対象となる県税はどのようなものですか。.....	- 1 -
問3 中間納付についても今回の適用対象となりますか。.....	- 1 -
問4 フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例の対象になりますか。.....	- 1 -
問5 既に納期限を過ぎている場合、徴収猶予の特例の利用は可能ですか。.....	- 1 -
問6 納期限までに申請ができない場合は、どうなりますか。.....	- 2 -
問7 申請手続として、どのような書類の提出が必要ですか。.....	- 2 -
問8 税理士に申請書の提出を依頼することは可能でしょうか。.....	- 2 -
問9 申請方法はどうすればいいですか。.....	- 2 -
2 要件.....	- 3 -
問1 「事業等に係る収入」について教えてください。.....	- 3 -
問2 法人全体としては収入の減少がないが、ある事業部門（又は支店）だけを比較すると収入が急減している場合に、要件が当てはまり、今回の特例の適用となりますか。.....	- 3 -
問3 手元資金の現預金残高には国等からの給付金や緊急融資等を含める必要がありますか。.....	- 3 -
3 個別事例.....	- 4 -
問1 今回の徴収猶予の特例の要件が当てはまらない場合には、ほかに猶予等される制度はありませんか。.....	- 4 -
問2 本来の納期限より期限延長されたもの、修正申告や更正・決定による納期限など、納期限が変更・新たに設定されたものは含まれますか。.....	- 4 -
問3 他の行政機関（例えば税務署）で猶予が認められた場合、新たに申請が必要ですか。.....	- 4 -
問4 分割納税はできますか。.....	- 4 -
問5 今回の特例での猶予は最大で1年間とのことですが、資金繰りの状況に応じ、例えば、6か月適用し、その後、さらに6か月延長することで、通算1年間の特例の適用は可能でしょうか。.....	- 5 -

1 対象や申請について

問1 特例の対象となる方について教えてください。

○ 徴収猶予の特例を受けるには、

- ・新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること

- ・一時に納税を行うことが困難であること

のいずれも満たす方が対象となります。

問2 今回の適用対象となる県税はどのようなものですか。

○ 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する法人二税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割などが対象です。証紙徴収の方法で納めるものを除き全ての税目が対象です。

問3 中間納付についても今回の適用対象となりますか。

○ 中間納付についても、上記の期間内に納期限が到来する税は対象となります。

問4 フリーランスやパート、アルバイトの場合も特例の対象になりますか。

○ 収入減少などの要件を満たせば特例の対象となります。

問5 既に納期限を過ぎている場合、徴収猶予の特例の利用は可能ですか。

○ 令和2年2月1日以降の納期限であって既に納期限を過ぎている場合、改正法施行日から2か月を経過する日（令和2年6月30日）までに申請を行えば、徴収猶予の特例の対象となります。

※既に納付済みのものについては、特例の対象とはなりません。

問6 納期限までに申請ができない場合は、どうなりますか。

○ 改正法施行日から2か月を経過する日（令和2年6月30日）より後に、納期限が到来するものは、原則として、納期限までの申請が必要です。

ただし、本人が新型コロナウイルス感染症に罹患したなど、やむを得ない理由がある場合に限り、納期限後の申請も受け付けることができます。

問7 申請手続として、どのような書類の提出が必要ですか。

○ 以下の書類の提出が必要となります。

(1) 徴収猶予申請書

(2) 事実を証する書類

→令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少したことを確認できる書類（本年と前年の状況が比較できる売上帳、現金出納帳、給与明細書、預貯金通帳の写しなど）。

(3) その他

・ 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合

財産収支状況書

・ 猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合

財産目録及び収支明細書

※ (1) 及び (2) により、特例猶予に該当すると認められるときは、(3) の提出を省略することもできます。

問8 税理士に申請書の提出を依頼することは可能でしょうか。

○ 税理士による代理申請は可能です。

問9 申請方法はどうすればいいですか。

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、なるべく郵送による申請をお願いします。

2 要件

問1 「事業等に係る収入」について教えてください。

- 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

問2 法人全体としては収入の減少がないが、ある事業部門（又は支店）だけを比較すると収入が急減している場合に、要件が当てはまり、今回の特例の適用となりますか。

- ある事業部門（又は支店）ではなく、納税者単位である法人として、大幅な収入減少があったものを対象とするものです。収入減少の比較に当たっては、あくまで納税者単位での収入として前年同期との比較を行います。

問3 手元資金の現預金残高には国等からの給付金や緊急融資等を含める必要がありますか。

- 手元資金の現預金残高は、申請時点の状況を把握するためのものとして、計算上、給付金、緊急融資等の額を含めます。
- 給付金等について、事業継続等のため支出先が決定している場合は、納付可能額を算出する際に当面の運転資金や臨時支出の額を同額分増加することによって当面の支出見込額として考え、給付可能額から差し引くことができます。

3 個別事例

問1 今回の徴収猶予の特例の要件が当てはまらない場合には、ほかに猶予等される制度はありませんか。

- 徴収猶予の特例の要件に該当しない場合、従来からの取扱いによる換価の猶予等が適用できる場合があります。詳しくは、管轄の県税事務所へご相談ください。

問2 本来の納期限より期限延長されたもの、修正申告や更正・決定による納期限など、納期限が変更・新たに設定されたものは含まれますか。

- 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する県税が対象となり、具体的な納期限が当該期間内であれば、修正申告や更正・決定の別は問いません。

問3 他の行政機関（例えば税務署）で猶予が認められた場合、新たに申請が必要ですか。

- 徴収猶予の特例は申請が前提であり、それぞれの税目や税額、納期限も異なることから申請書を提出していただく必要があります。
- 一方で、例えば、近接した時期（2か月程度）に税務署等に提出された申請書、添付書類及び許可通知書のコピーをもって、申請書の「2 猶予額の計算」（1）から（4）までについて「別紙のとおり」として共用して頂くことは可能です。税金だけでなく、同様の基準により社会保険料の猶予や国有財産の貸付料等の履行延期が認められている場合は、その通知書、申請書及び添付書類の写しも利用できます。

問4 分割納税はできますか。

- 相談があれば、猶予期間内における途中での納付や分割納税など、事業の状況に応じて計画的に納付して頂くことは可能です。

問5 今回の特例での猶予は最大で1年間とのことですが、資金繰りの状況に応じ、例えば、6か月適用し、その後、さらに6か月延長することで、通算1年間の特例の適用は可能でしょうか。

- 今回の特例での猶予の期間については、申請に基づいて期間を設定し、最大で1年間での猶予の適用を予定しています。一方、延長規定はないため、当初に6か月の猶予を適用すると1年に延長はできないことになります。